

**防府市保健センターに
自動販売機を設置する事業者公募仕様書**

1 公募物件

物件番号	物件名	所在地	設置場所	自動販売機・容器回収ボックス使用可能範囲寸法
1	防府市保健センター	防府市鞠生町 12 番 1 号	防府市保健センター屋外	(幅 1.8 m×奥行 1.0m) 未満

- ※ 設置場所については、別紙配置図及び平面図を参照してください。
- ※ 自動販売機は、1 台設置するものとします。
- ※ 使用可能範囲寸法には、放熱余地・転倒防止板設置部及び使用済容器回収ボックスの寸法を含みます。
- ※ 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、事前に設置場所の確認をしてください。

2 売上手数料率

売上手数料率(消費税率及び地方消費税率の標準税率 10%を含みます。)は、10%以上とします。

3 行政財産使用料

(1)行政財産使用許可期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、行政財産の用途又は目的を妨げない限りにおいて自動販売機の使用を許可することができると市が判断した場合は、当初市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、令和8年度から3年度を限度に、引き続き使用許可を行います。

なお、使用許可の期間の満了前でも、防府市が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、使用許可を取り消すことがあります。

(2)行政財産使用料

行政財産使用料は、自動販売機、使用済み容器回収ボックス及び自動販売機転倒防止鉄等の投影面積により防府市行政財産使用料徴収に関する条例（昭和39年防府市条例第28号）に定めるところにより算定した額をもって使用料とします。

なお、使用料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに全額納入してください。

【参考】令和7年度 1m²当たりの行政財産使用料（年額）

防府市保健センター屋外 1, 224円（年額）

4 売上手数料

- (1) 売上手数料は、自動販売機に係る毎月の売上合計額（消費税及び地方消費税を含めます。）に一定の率《落札した率》を乗じた金額とします。（円未満切捨て）
- (2) 売上手数料は、市が3月ごとに発行する納入通知書により、市が指定する期日までに全額納入してください。
- (3) 設置事業者は、毎月の売上合計額が確認できる売上実績を、指定する期日までに書面により市に報告してください。

5 電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は、設置者の負担とします。

原則設置者において、適正な規格品である計量機器（子メーター）を設置し、その電気使用量に応じた金額を、市が3月ごとに発行する納入通知書により納入してください。

電気料の算出方法は次のとおり。

【電気料（円未満切捨て）＝毎月の電気料金単価（税込み）×電気使用量】

毎月の電気料金単価は、市が契約を締結した電気事業者との契約に基づき計算した額とします。

【参考】令和6年10月～令和7年9月の電気料金平均単価（円／1kwh）
35.19円（税込）

6 その他必要となる経費等の負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。

7 設置機器の仕様等

- (1) 平面図に示した場所に、使用可能範囲寸法を超えないものを設置してください。
- (2) 省電力やノンフロン対応（フロン又は代替フロンは使用しないこと）など、環境負荷の低減に十分対応した機種としてください。（フロン又は代替フロンは原則不可ですが、使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が140未満は可）
- (3) 転倒防止対策は、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会）を遵守した措置を講ずること。

8 維持管理

- (1)商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。
- (2)設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、速やかに対応してください。
- (3)衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行ってください。
- (4)原則として設置者は、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル・紙パック）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルを行ってください。

9 販売品目等

- (1)販売品目
酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む）を除く清涼飲料水・乳飲料とします。（一般市場で流通しているお茶、コーヒー、水、炭酸飲料、紅茶、ジュース類等）
- (2)容器
缶・ビン・紙パック・ペットボトルの密閉式容器（紙コップ不可）
- (3)販売価格
標準販売価格（定価）を超えない額とします。

10 使用上の制限

- 次のことを遵守してください。
- (1)入札条件を遵守し、行政財産使用料、売上手数料及び電気料を市が定める期限までに確実に納付してください。
 - (2)自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸する行為は禁止します。
 - (3)販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については、市と協議の上行ってください。
 - (4)酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む）の販売は行わないでください。
なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、事前に市と協議を行ってください。
 - (5)標準販売価格（定価）を超えない額で販売してください。

11 使用許可の取消及び変更

市が許可物件を公用若しくは公共用に供するために必要とするとき又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

12 原状回復

設置者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、契約の満了日又は市が指定する期日までに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を市に請求することはできません。

13 参考データ

令和6年度実績

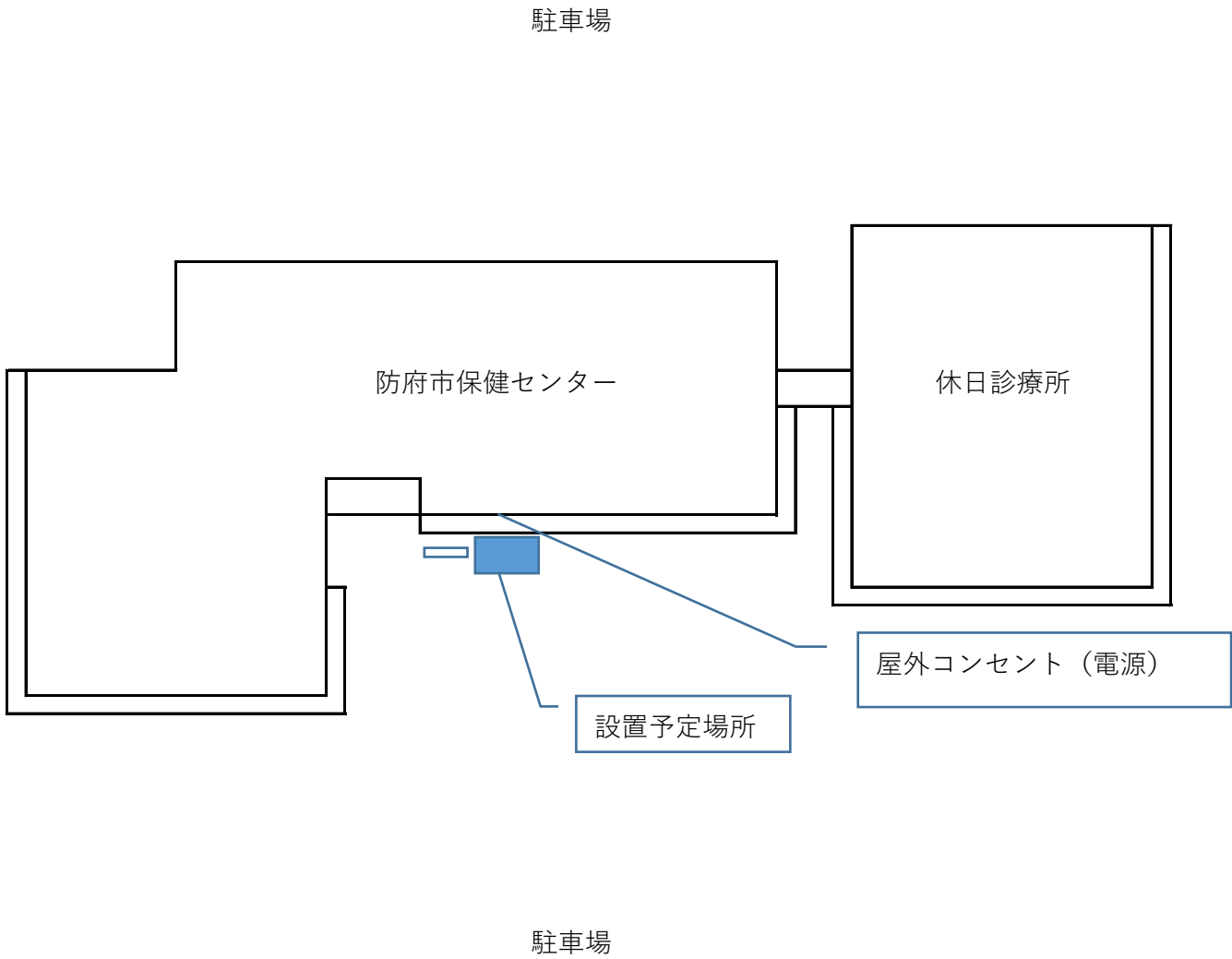
物件 番号	年間売上 本数	設置場所に 勤務する 職員数	開庁日等
1	2,419本	約20人	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで 【参考】 ◎常駐していない推進員等 ・食生活改善推進員 145人 ◎主な行事 ・1歳6か月児健診 毎月2回 ・3歳月児健診 毎月2回 ・乳幼児相談 毎月3回 (1～5か月児、6から1歳未満、1歳～就園前) ・離乳食教室 毎月1回 ・がん検診、その他母子関連行事等 上記、行事参加者 約3,000人 【参考】 隣接施設： 休日診療所 約10人 隣接施設：休日診療所 日曜日、祝日、年末年始、盆 午前8時30分から午後5時まで 年間受診者数 約5,000人

14 その他

自動販売機の設置及び撤去については担当課と協議及び調整を行ってください。

別紙配置図及び平面図

防府市保健センター自動販売機設置予定場所



(案)

防府市保健センターに設置する自動販売機による販売に関する契約書

防府市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が甲の行政財産の使用許可に基づき設置する自動販売機による販売に関し、行政財産使用許可書に定めるもののほか、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（自動販売機の売上手数料率）

第2条 自動販売機の設置場所及び売上に応じて乙が甲に納める手数料（以下「売上手数料」という。）の率（以下「売上手数料率」という。）は、別紙のとおりとする。

（行政財産の使用許可及び使用料）

第3条 乙は、甲の指定する期日までに防府市行政財産使用料徴収に関する条例（昭和39年防府市条例第28号）及び防府市財務規則（平成8年防府市規則第6号）に基づき、自動販売機の設置に伴う行政財産の使用許可（以下「行政財産使用許可」という。）の申請及び使用料の納付を適正に行わなければならない。

（設置期間及び契約期間）

第4条 自動販売機の設置期間は、前条の乙の申請に対し甲が許可した期間とする。ただし、本契約及び防府市保健センターに設置する自動販売機設置事業者公募説明書に対する違反がなく、かつ、乙の行政財産の使用状況等を勘案し当該行政財産の用途又は目的を妨げない且甲が認めた場合は、公募条件を変更しないことを条件として、令和8年度から3年度を限度に設置期間を延長することができる。

2 本契約の期間は、前項に規定する自動販売機の設置期間とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（自動販売機の設置及び撤去費用の負担等）

第6条 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用については、乙の負担とする。

（電気料）

第7条 乙は、自動販売機の運転に必要な電気料を甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

2 乙は、自動販売機の運転による電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。

3 乙が負担する電気料の額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量と、甲が契約を締結した電気事業者との契約に基づき甲が計算した額とする。

（売上手数料等）

第8条 売上手数料は、自動販売機の売上実績額（消費税及び地方消費税を含む。）に売上手数料率をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、自動販売機に係る毎月の売上数、売上実績額及び売上手数料を、当該月の翌月10日までに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、売上手数料を、甲が3月ごとに発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

(案)

(販売品目の構成等)

第9条 自動販売機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

- 2 乙の販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトルの密閉式の容器入りのものとする。
- 3 乙は、清涼飲料水や乳飲料など多品種、多品目により構成するよう努めるものとする。
- 4 販売開始後に甲から前2項の品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応するものとする。
- 5 乙は、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないものとする。

(販売価格)

第10条 販売価格は、標準販売価格（定価）を超えない額とする。

(維持管理責任等)

第11条 商品の補充及び金銭管理等自動販売機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。

- 2 乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。
- 3 乙は、乙が設置した使用済み容器の回収ボックス内にある使用済み容器を乙の責任で適切に回収しリサイクルしなければならない。
- 4 乙は、自動販売機の設置に当たって、据付面を十分に確認した上で安全に設置しなければならない。
- 5 自動販売機の故障、問い合わせ、苦情については、乙の責任において対応しなければならない。

(自動販売機設置の中止)

第12条 乙は、正当な理由がない限り、設置期間中は自動販売機の設置を中止することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙がやむを得ず中止しようとする場合は、乙は3か月前までに書面により甲に申し出なければならない。

(自動販売機の盗難及び破損等)

第13条 甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自動販売機の盗難及び破損等に関しては、一切の責任を負わない。

- 2 乙は、自動販売機が破損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧しなければならない。
- 3 甲は、自動販売機の破損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に報告しなければならない。
- 4 第2項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

(損害の賠償)

第14条 自動販売機の設置及び販売に関し、第三者に生じた損害については、すべて乙が賠償するものとする。ただし、当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものであるときは、この限りではない。

(売上調査)

第15条 甲は、必要に応じて、自動販売機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。この場合において、乙はこれに協力しなければならない。

(自動販売機の交換及び修理)

第16条 乙が自動販売機の点検、修理又は交換（リプレイス）を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。

(契約解除)

第17条 甲は、乙が本契約の条項に違反したとき又は行政財産使用許可を取り消されたときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合には、乙はそれによって生じる損失の補償を、甲に請求できないものとする。

(案)

(原状回復)

第18条 乙は、契約期間が満了した場合又は前条第1項の規定により契約が解除された場合は、契約の満了日又は甲の指定する日までに自己の責任において原状に回復して、甲に返還しなければならない。ただし、甲がその必要ないと認めた場合は、この限りではない。

(疑義の解釈等)

第19条 この契約書の定めに疑義が生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 防 府 市
防府市長 池 田 豊

乙

(案)

別紙（第2条関係）

物件番号	物件名	設置場所	売上手数料率 (%)
			%

※ 売上手数料率は、消費税率及び地方消費税率の標準税率（10%）を含む。